

平成 17 事務年度証券会社向け監督方針

I. 基本的考え方

1. 証券業の現状認識

平成 16 年 12 月に公表された「金融改革プログラム」においては、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「民」の力によって実現することを目指すこととされている。このような「金融サービス立国」の実現に向けた改革を通じて、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトし、「貯蓄から投資へ」の流れが加速されることが期待されている。

証券業を取り巻く状況については、「金融改革プログラム」以前から、金融行政当局が証券市場の仲介者である証券会社の新規参入の容易化や業務の自由化等の環境整備を行ってきたこともあり、①株式売買委託手数料の自由化による収益構造の変化、②上場投資信託を始めとした各種投資信託や証券化商品の増加に見られるような商品の多様化、③インターネット取引の増加や証券仲介業の開始等に見られる販売チャネルの多様化、④コングロマリット化の進展、⑤いわゆる投資銀行業務（M&A 等の助言、証券化関連業務等）や伝統的な証券業務以外の業務（プリンシパル・インベストメント業務等）の増加、といった変化が見られる。

こうした状況変化の下で、利用者満足度の高い金融システムを実現するためには、証券市場の仲介者・参加者である証券会社が利用者ニーズを重視し、投資者保護を意識した適正な業務運営を行うことが期待されている。

2. 基本的考え方

証券業についてのこのような現状認識の下、「証券会社向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という。）に基づき、以下の基本的考え方に留意しつつ厳正で実効性のある監督行政を遂行することとする。

(1) 検査・監視部局との適切な連携の確保

検査・監視部局との間で適切な連携を図り、実効性の高い証券会社の監督を実現するため、監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点を検査・監視部局に還元する。また、検査を通じて把握された問題点については、証券会社による問題点の改善状況をフォローアップし、その是正を促すとともに、必要に応じて、行政処分等の厳正な措置を講じる。

(2) 証券会社との十分な意思疎通の確保

監督指針に基づき、証券会社との間での日常的なコミュニケーションの確保に努めるとともに、監督当局からの情報発信として、証券法令解釈事例集の内容の拡充やノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会手続等を通じて証券会社等の法令理解の向上を促す。

また、監督指針の内容の周知徹底を図る。

(3) 証券会社の自主的な努力の尊重

監督当局は、証券会社の自己責任原則に則った経営管理、業務運営等を法令等に基づき検証し、問題の改善を促す立場にあることを踏まえ、証券会社の業務運営等に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

限られた監督資源を有効に利用する観点から、効率的かつ効果的な監督事務を行う必要がある。

その際には、自主規制機関については、市場の実情に精通している業者が自らを律していくことにより投資家からの信頼を確保する機能を担っていることを踏まえて、監督当局と自主規制機関の間で連携を密接に行う。

コングロマリットの監督に当たっては、関係部局との間で連携を図りつつ、「金融コングロマリット監督指針」を踏まえた適切な監督行政を遂行する。

また、証券会社の監督を行うに当たっては、特に以下に掲げる事項に重点を置いた適切な監督を行う。

Ⅱ. 重点事項

1. 経営管理の強化

(1) 経営者の法令等遵守意識の向上

証券会社の適正な業務運営を確保するためには、第一に法令等の遵守の徹底が求められるところであり、そのためには、経営者が率先して法令等遵守態勢の整備に取り組む必要がある。

しかしながら、最近の行政処分の事例によれば、経営者自身による法令違反への関与、経営者の独断専行に対する取締役会の不十分な牽制、経営者の法令等遵守態勢の整備への不十分な関与が散見される。

こうした状況を踏まえ、行政処分後の改善状況のフォローアップ及び総合的なヒアリング等を通じて経営者の法令等遵守意識の向上や法令等遵守態勢の整備

に向けた経営者の取組み状況を重点的に検証する(法令等遵守態勢・内部管理体制についての個別の重点項目については、「2. 適正な業務運営の確保」参照)。

(2) リスク管理部門及び内部監査部門の強化

経営者が社内で法令等の遵守を徹底し、あるいは、リスクを適切に管理する上で、リスク管理部門及び内部監査部門が果たすべき役割は大きいものと考えられる。特に、業務が大規模又は複雑になるほど経営者の目が十分に行き届かなくなるおそれがあることから、これらの部門の重要性は増すと考えられる。

こうした認識に基づき、総合的なヒアリング等において、経営者が、これらの部門の重要性を適切に認識した上で実効的な体制を構築しているかを重点的に検証する。

具体的には、システムリスクや役職員が事故・不正等を起こすことにより証券会社が損失を被る事務リスクを含めたリスクについて、リスク管理の方針等が適切に策定され、それに基づき実効性のあるリスク管理を行うためのリスク管理部門が構築・運用されているか検証する。

また、内部監査部門については、内部監査報告書等に基づく内部監査の実施状況についてのヒアリング等を通じて、内部監査体制が実効性のあるものになっているか、特に、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の実効性についての同部門による検証が適切になされているかどうか検証する。

(3) 金融コングロマリットの経営管理についての対応

証券会社が金融コングロマリットに属する場合は、「金融コングロマリット監督指針」を踏まえ、当該金融コングロマリットの経営管理会社による管理の実効性及び経営管理会社と証券会社の連携関係について検証する。

なお、金融コングロマリットにおいて、グループ全体で経営管理会社により直接ビジネスラインごとの管理が行われている場合であっても、当該金融コングロマリット内の証券会社の経営者は、自社の各ビジネスラインの業務を的確に把握し、適切な管理を行う必要がある。

2. 適正な業務運営の確保

(1) 利用者本位の業務運営のための態勢の整備

① 説明・勧誘態勢の確立

近年、個人投資家等向けの商品としてデリバティブを組み込んだ投資信託や仕組み債が増加しているなど投資商品が多様化する一方、販売チャネルについても登録金融機関や証券仲介業者への拡大が見られるところである。こうした状況下で、投資家層の裾野を広げ「貯蓄から投資へ」の流れを着実に加速させるた

めには、証券会社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資性向を踏まえた上で、適切な勧誘・説明を行う態勢を確立する必要がある。

最近の行政処分の事例等においては、複雑な商品についてリスク特性の説明が不適切であったり、投資信託の乗換え勧誘時に、乗換え手数料等の重要事項の説明がない等の例が見受けられる。

こうした現状を踏まえ、ヒアリング等を通じて、どのような法令等遵守態勢の下で、顧客属性、顧客の理解力等に照らしてどのような説明・勧誘を行っているのかについて、実際に証券会社が取扱う商品・サービスに則して検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

② 相談・苦情への適切な対応

証券会社が利用者からの相談・苦情に対して真摯に対応することは、利用者保護上重要な活動の一つであり、「金融改革プログラム」においても利用者の目線に立った金融機関の相談・苦情処理体制の整備が求められているところである。このため、証券会社が顧客からの相談・苦情に対して誠実かつ適切に対応する体制を整備しているか検証する。

③ 顧客情報の管理態勢の確立

個人情報保護に関する法律等が施行された本年4月以降においても、個人情報紛失等の事実が発生していることを踏まえ、顧客情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るための管理態勢の構築を改めて促すとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

④ 分別保管の徹底

顧客が安心して証券取引を行うことを可能にするためには、証券会社による顧客資産の分別保管の徹底が不可欠である。証券会社においては、分別保管制度の正確な理解に基づき、顧客資産残高の正確な把握とそれに見合う適切な分別保管がなされる体制を自ら構築する必要がある。こうした認識の下、問題があると認められる場合には、速やかに是正を求めるとともに、必要に応じて監督上の厳正な対応を行う。

(2) 法令等遵守態勢・適正な内部管理体制の整備

① いわゆる投資銀行業務等に係る法令等の遵守の確保

昨今の新規公開及び企業再編・買収の増加に伴い、証券会社が新規公開及び企業再編・買収の助言並びにそれに伴う多様な資金調達のアレンジ等の業務を行う機会が増加している。また、証券化商品の組成に関連する業務も増加しており、これらの業務における法令等の遵守を確保することの重要性はますます高まっている。

このため、ヒアリング等を通じて、過去の引受け等の事例に基づき①引受け業

務に関して、証券会社は公正な市場を形成するためのゲートキーパーとして、株主間の公平性の確保の観点も含めた適切な引受け審査態勢を整備しているか、②募集・売出しの取扱いにおいて、証券会社が投資者への配分に関して公表している基本方針に従って適切に配分する態勢を確立しているか、③証券会社は、チャイニーズ・ウォールを整備し、法人関係情報の管理を徹底する態勢を構築しているか、④証券会社の業務が伝統的な証券業務以外の業務に多様化する中、証券会社が広範囲の業務の間での利益相反の防止を適切に行っているか等について検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

なお、上記④の利益相反の防止については、証券会社グループがプリンシパル・インベストメント業務を行っている場合に一層重要となることに留意する。

② 売買管理・審査態勢の構築

証券市場において公正な価格形成が行われるためには、市場仲介者たる証券会社がルールに則った適正な売買が行われるための売買管理・審査態勢を構築する必要がある。

しかしながら、最近の行政処分の事例等によれば、①顧客の注文が作為的相場形成に該当することを知りながら当該注文を受託する例、②自己売買に特化する証券会社が自ら作為的相場形成を行う例が見られている。

また、近年のインターネット取引の増加に伴い、電子的に受託する売買注文の適正な管理態勢の構築が大きな課題となっている。このため、平成15年には証券会社の売買管理が十分ではないと認められる状況が法令違反に追加された他、現在、金融庁からの要請を受けて、各証券取引所と日本証券業協会のワーキンググループにおいて、インターネット取引の売買管理・審査態勢についての検討が行われている。

こうした現状を踏まえ、証券会社の売買管理・審査態勢について検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

③ 最良執行義務の導入

証券会社に対しては、平成16年の証券取引法改正により最良執行義務が導入されたところである。最良執行方針等の作成、公表、執行、交付及び最良執行説明書の交付等を適正に行っているか検証するとともに、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

④ システム管理態勢の適切性の確保

証券会社の情報伝達システムが高度化・複雑化し、インターネット取引等の電子的システムを利用した取引が増加するなかで、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客に与える影響が大きくなっている。このため、証券会社のシステム管理態勢について、ヒアリング等を通じて重点的に検証を行う。また、システム障害が発生した場合の対応やシステム管理態勢について問題が認められる場合には監督上の厳正な対応を行う。

さらに、合併等に伴うシステム統合やシステムに大きな負担がかかることが想定される新サービスの提供等によりシステム障害の発生が懸念される場合には、システム統合等に向けたスケジュール及び進捗状況について、的確に把握する。

3. 財務の健全性の確保

自己資本規制は、証券会社が財務の健全性を維持しつつ業務を行う上で極めて重要な規制であることから、仮に自己資本規制比率が法令に定める水準を下回った場合や自己資本規制比率の算出方法を誤っていた場合には、速やかに改善を求めるとともに、自己資本規制比率の変動が大きい証券会社についても適切な対応が検討されているかについて、ヒアリング等を通じて適切にモニタリングを行う。

プリンシパル・インベストメント業務を拡大している証券会社グループについては、同グループ全体のリスク管理態勢を検証し、証券会社の財務の健全性に与える影響を的確に把握する。

国際的に活動する証券会社グループについては、金融コングロマリット監督指針を踏まえつつ、グループ全体でリスクに見合う適正な自己資本が確保されているかについて決算ヒアリング等を通じて検証する。

4. 登録金融機関と証券仲介業者に対する監督

近年、登録金融機関及び証券仲介業者を通じたチャネルの拡大が急速に進んでいるところである。登録金融機関及び証券仲介業者に対する監督においては、各業態の特性に配慮しつつ、上記 1. ～3. の重点事項を踏まえた監督を行う。

その際、特に、登録金融機関については、銀行業等の他の業務と証券業務の利益相反の防止等について適正な法令遵守態勢・内部管理体制の構築が求められることに留意する。

また、証券仲介業者の所属証券会社が当該証券仲介業者の業務内容や勧誘態勢等を適切に把握する態勢がとれているかについても検証する。

(以上)